

地方公共団体の個人情報保護制度の 在り方検討に関する調査結果

令和2年11月
総務省 自治行政局

調査概要

時期：令和2年10月8日から10月22日 対象：都道府県（47団体）、市区町村（1,741団体）

内容：個人情報保護条例の現状や、検討の方向性に対する意見を調査

※調査項目 ①法律の適用対象 ②定義 ③要配慮個人情報の定義及び取得 ④個人情報ファイル簿 ⑤個人情報の目的外利用・提供
⑥オンライン結合制限 ⑦開示、訂正及び利用停止 ⑧非識別加工情報 ⑨罰則 ⑩医療・学術分野の機関に対する民間規律の適用 ⑪審議会 等

結果概要

- 法律による共通ルールの設定については概ね賛同。その上で、新たな仕組みの運用について、いくつか不安や懸念の声。
- 例えば、**ガイドラインによる適正な取扱いの担保についての不安や、匿名加工情報の提案制度の運用についての懸念**など。

今後の対応

- 地方公共団体の懸念等に対しては、制度の企画立案、国会における審議、制度制定後の準備の**各段階を通じて引き続き地方公共団体に丁寧に説明し、理解の醸成に努めていく。**
- これを制度上担保するため、**施行準備に関する地方公共団体への国の支援を法律附則に規定。**また、**ガイドラインは、地方公共団体の懸念等に応えるものとなるよう配慮。**

調査目的

- 令和2年10月8日に開催された「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」第8回において、地方公共団体の個人情報保護制度について、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、個人情報保護に関する国際的な制度調和を図る観点等から、総務省から全国的な共通ルールを法律で設定する方向性を示したことを踏まえ、全地方公共団体を対象として、個人情報保護条例の現状把握や、検討の方向性に対する意見を調査し、今後の制度化の検討にあたっての参考とすることを目的に実施。

調査実施日

令和2年10月8日から10月22日の間に実施

調査対象

都道府県（47団体）、市区町村（1,741 団体）

調査項目

1. 法律の適用対象機関について（議会及び指定管理者）
2. 定義について
3. 要配慮個人情報の定義及び取得について
4. 個人情報ファイル簿について
5. 個人情報の目的外利用・提供について
6. オンライン結合制限について
7. 開示、訂正及び利用停止について
8. 非識別加工情報
9. 罰則について
10. 医療・学術分野の機関に対する民間規律の適用について
11. 審議会等
12. その他

※本調査の定義

個人情報の保護に関する法律：個人情報法

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律：行個法

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律：独個法

新たに全ての地方公共団体に適用される個人情報保護制度に関する法律：新法

※本調査は、アンケート調査であること、また、団体によっては該当する項目がない場合もあることなどから、調査対象団体数と各項目の回答団体数があわない場合がある。

死者に関する情報を「個人情報」に含めないことについて

【調査結果】

- 支障はない：都道府県45%、市区町村49%
- 条例による追加が可能であれば支障はない：都道府県42%、市区町村47%
- 支障がある：都道府県13%、市区町村4%

【支障があるとする主な意見】

- 死者に関する情報を法律上の保護の対象とすべき。

【考え方】

- 死者に関する情報は法律上の「個人情報」には含めないが、別途条例で保護措置を規定することは可能とする。

要配慮個人情報の定義を行個法と同一にすることについて

【調査結果】

- 支障はない：都道府県72%、市区町村75%
- 条例による追加が可能であれば支障はない：都道府県24%、市区町村24%
- 支障がある：都道府県4%、市区町村1%

【支障があるとする主な意見】

- 地方公共団体で独自に要配慮個人情報として保護している情報を可能な限り含めた形で法律で定義すべき。

【考え方】

- 地方公共団体における新たな施策の展開に伴い「要配慮個人情報」として扱うべき個人情報が生じることも想定されるため、条例で特定の個人情報を「要配慮個人情報」として規定することを可能とする。

要配慮個人情報の取得制限規定を設けないことについて

【調査結果】

- 支障はない：都道府県53% 市区町村91%
- 支障がある：都道府県47% 市区町村9%
- ガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合でも
審議会等に意見を聴く必要がある：都道府県45% 市区町村21%

【支障があるとする主な意見】

- 地方公共団体は要配慮個人情報を取扱う事務が多いことから、慎重性を示すものとして、取得制限規定が設けられていることに配慮が必要。

【考え方】

- 個人情報の保有制限について定めた国の規律（行個法 3 条 1 項・2 項）と条例における要配慮個人情報の取得制限規定がそれぞれ定める個人情報の取得が可能となる要件は、どちらも概ね同様の範囲となっているため、要配慮個人情報の取得制限規定を設けないこととしても、現在条例で定められている要配慮個人情報の取得制限の目的は達成されるものと考えられる。
- 個別の判断に際して審議会等への意見聴取を求める条例の規定を設ける必要はなくなるものと考えられるが、地方公共団体における個人情報保護制度の運用やその在り方についての意見聴取は否定されるものではない。

目的外利用・提供を可能とする要件を行個法8条と同様に規定することについて

<p>【調査結果】 支障はない：都道府県62%、市区町村87% 支障がある：都道府県38%、市区町村13%</p> <p>ガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合でも 審議会等に意見を聴く必要がある：都道府県46% 市区町村22%</p> <p>【支障があるとする主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 行個法で定める包括的な事由に該当するか判断が難しい事例が生じる可能性がある。 ➤ 条例で規定している目的外利用・提供の要件が、共通ルールにおける要件に該当するのか不明である。 	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「相当な理由」に該当する場合の考え方など、目的外利用・提供の要件該当性について、ガイドライン等で具体的な考え方を示すこととする。 ➤ また、個人情報保護委員会に対し、助言を求めることができることとする。 ➤ これにより、個別の判断に際して審議会等への意見聴取を求める条例の規定を設ける必要は無くなるものと考えられるが、地方公共団体における個人情報保護制度の運用やその在り方についての意見聴取は否定されるものではない。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オンライン結合制限規定を設けないことについて

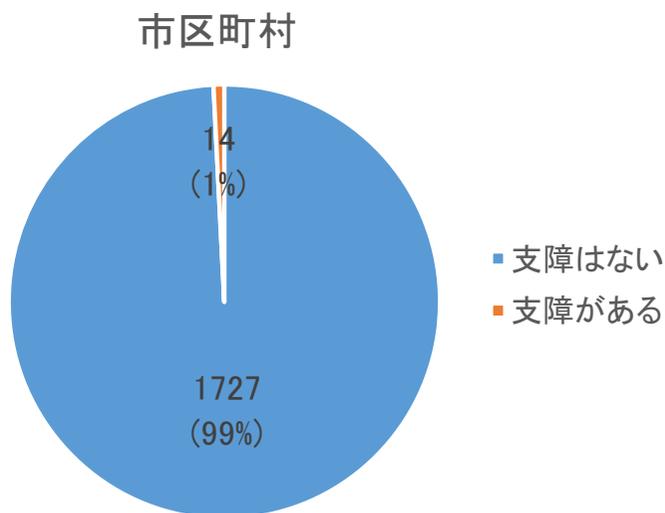
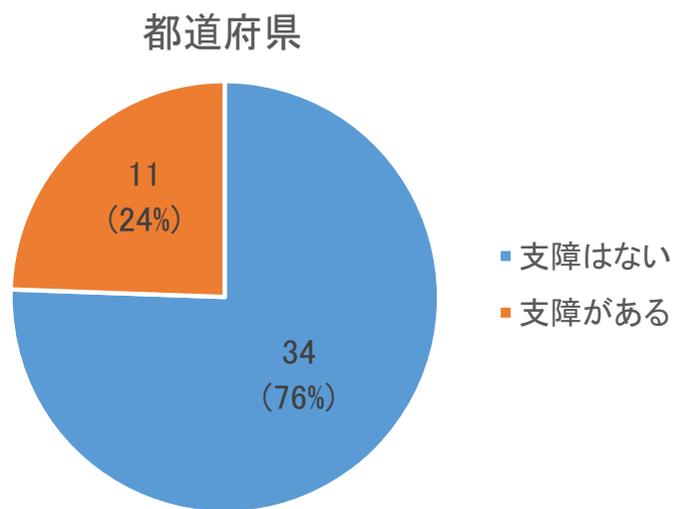
<p>【調査結果】 支障はない：都道府県68%、市区町村92% 支障がある：都道府県32%、市区町村8%</p> <p>ガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合でも 審議会等に意見を聴く必要がある：都道府県45% 市区町村22%</p> <p>【支障があるとする主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ オンライン結合は、その性質上、通常の提供方法よりもリスクが大きいと考えられることから、制限規定が必要。 ➤ 実施機関のみが判断する場合、客観性が担保されなくなるおそれがある。 	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全確保措置の規定を適用し、ガイドライン等に従って不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置の措置を講じることで、安全性を確保できるものと考えられる。 ➤ また、個人情報保護委員会に対し、助言を求めることができることとする。 ➤ これにより、個別の判断に際して審議会等への意見聴取を求める条例の規定を設ける必要は無くなるものと考えられるが、地方公共団体における個人情報保護制度の運用やその在り方についての意見聴取は否定されるものではない。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

非識別加工情報について、行個法と同一の提案募集制度を導入することについて

<p>【調査結果】 支障はない：都道府県19%、市区町村50% 支障がある：都道府県81%、市区町村50%</p> <p>【支障があるとする主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術的な対応能力が十分でなく、負担が大きい。提案審査の判断基準や加工方法等も国が統一的に示すべき。 	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することができることとする。 ➤ また、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることができることとする。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 新法において、議会を含む地方公共団体の全ての機関を適用対象とすることについて、都道府県では8割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【議会を含む全ての機関を対象とすることについて】



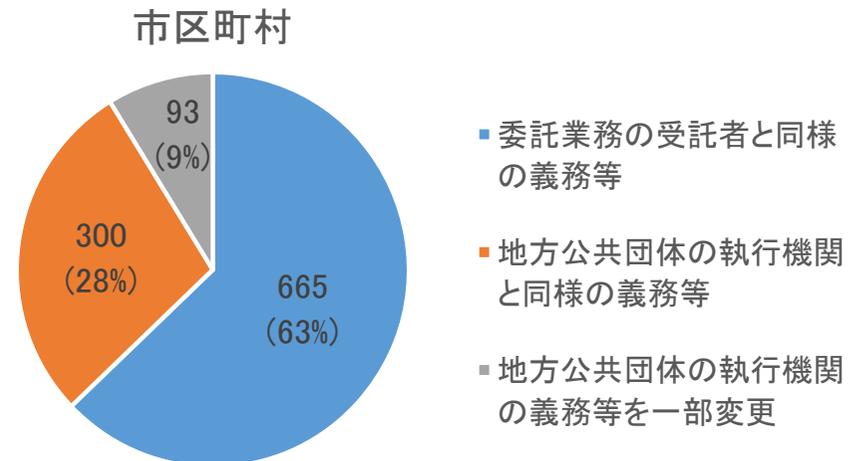
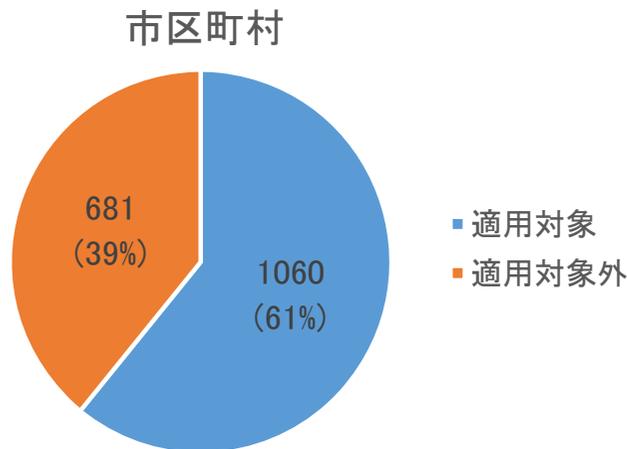
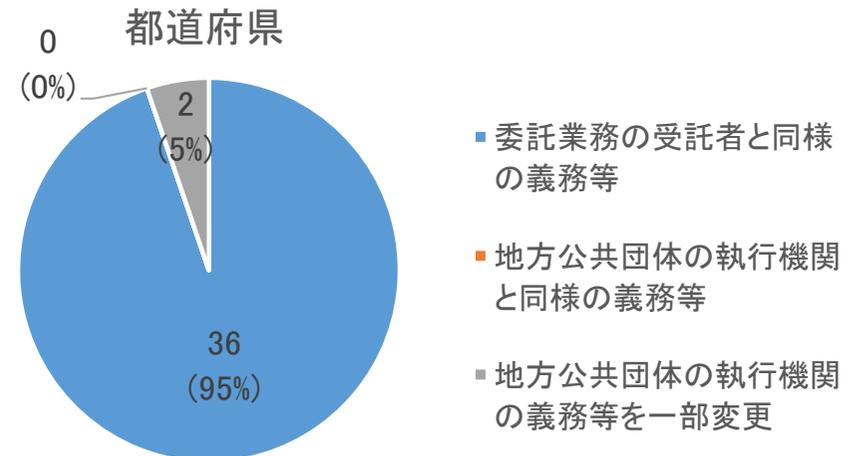
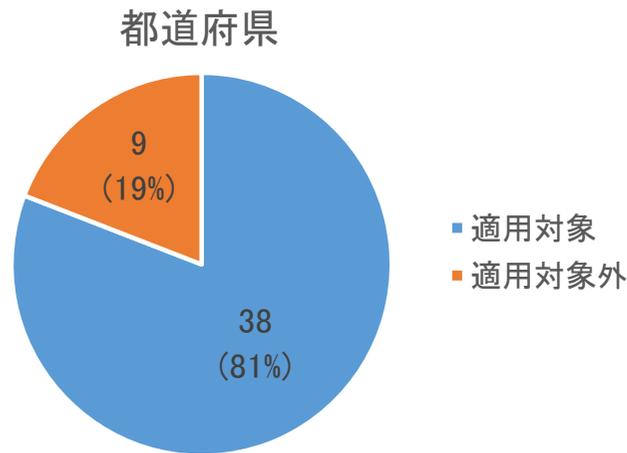
<「支障がある」とした主な理由>

- 現在、議会が適用対象となっていないため、環境整備に時間を要する。
- 議会独自の個人情報保護条例及び情報公開条例を制定しており、見直しを検討する必要がある。

- 指定管理者について、都道府県では8割程度、市区町村では6割程度の団体が条例の適用対象としている。
- 指定管理者に適用される規律の内容については、「委託業務の受託者と同様の義務等」が多くなっている。

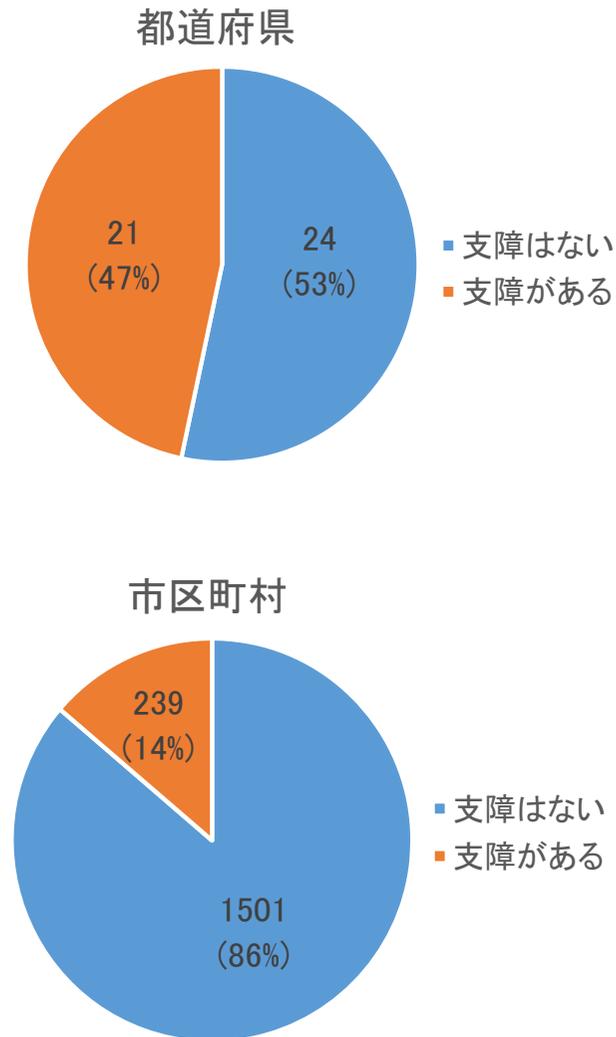
【指定管理者を適用対象としているか】

【適用対象としている場合、指定管理者に適用される規律の内容】



- 新法において、指定管理者に地方公共団体の執行機関と同じ規定を適用することについて、都道府県では5割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【指定管理者を対象とすることについて】



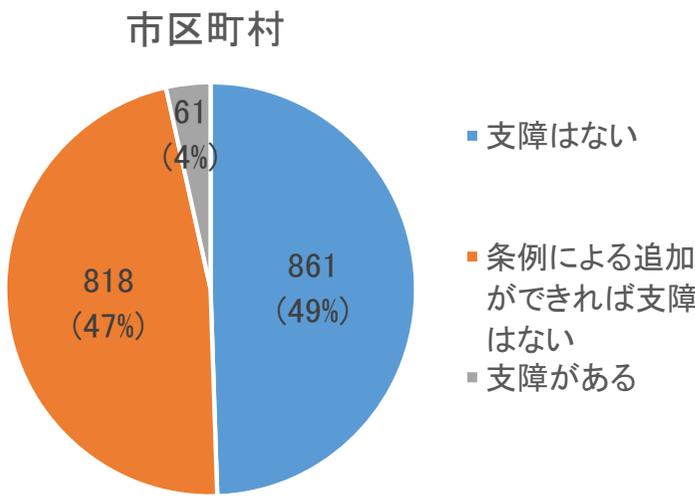
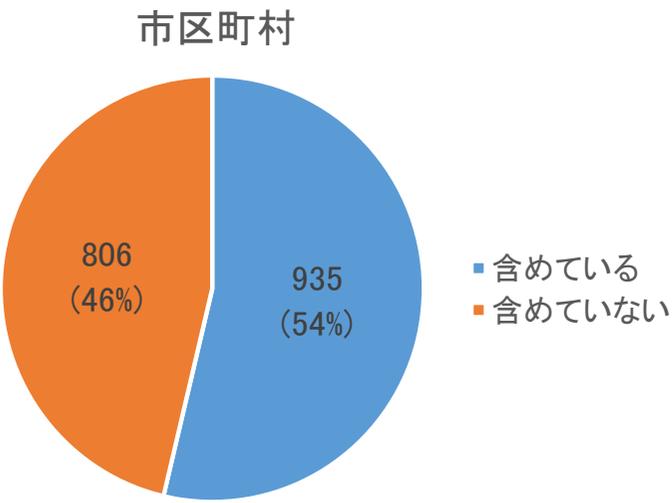
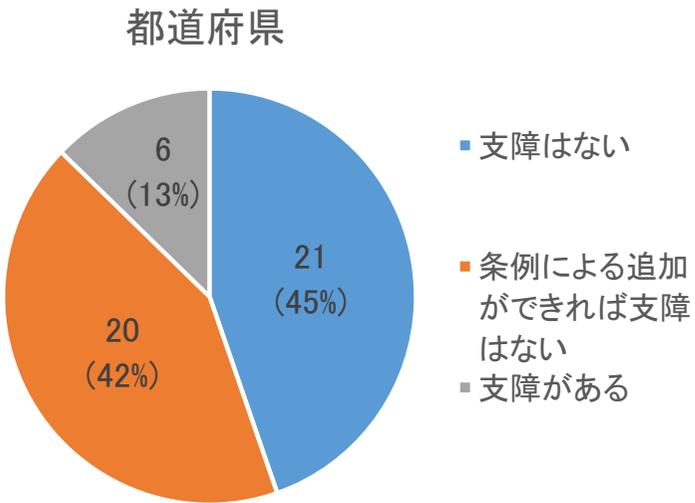
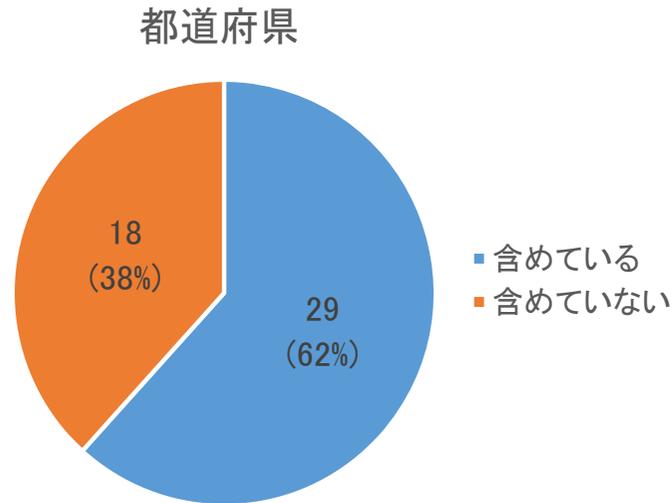
<「支障がある」とした主な理由>

- 指定管理者の中には執行体制が脆弱な団体もあり、一律に適用できるかが懸念される。
- 執行機関と同じ規律を適用されることが負担となり、指定管理者のなり手への影響が懸念される。
- 同一の法人において指定管理者の業務とそれ以外の業務で適用されるルールが異なることとなり、混乱が生じることが懸念される。
- 開示請求への対応等、指定管理者によっては対応が困難なことが考えられる。

- 「死者に関する情報」について、都道府県では6割程度、市区町村では5割程度の団体が「個人情報に含めている」と回答している。
- 新法において、個人情報の定義を行個法と同様に「生存する個人に関する情報」とし、死者に関する情報を含めないことについて、都道府県及び市区町村では「支障はない」「条例による追加ができれば支障はない」とする回答が比較的多い。

【死者に関する情報を個人情報に含めているか】

【死者に関する情報を含めないことについて】

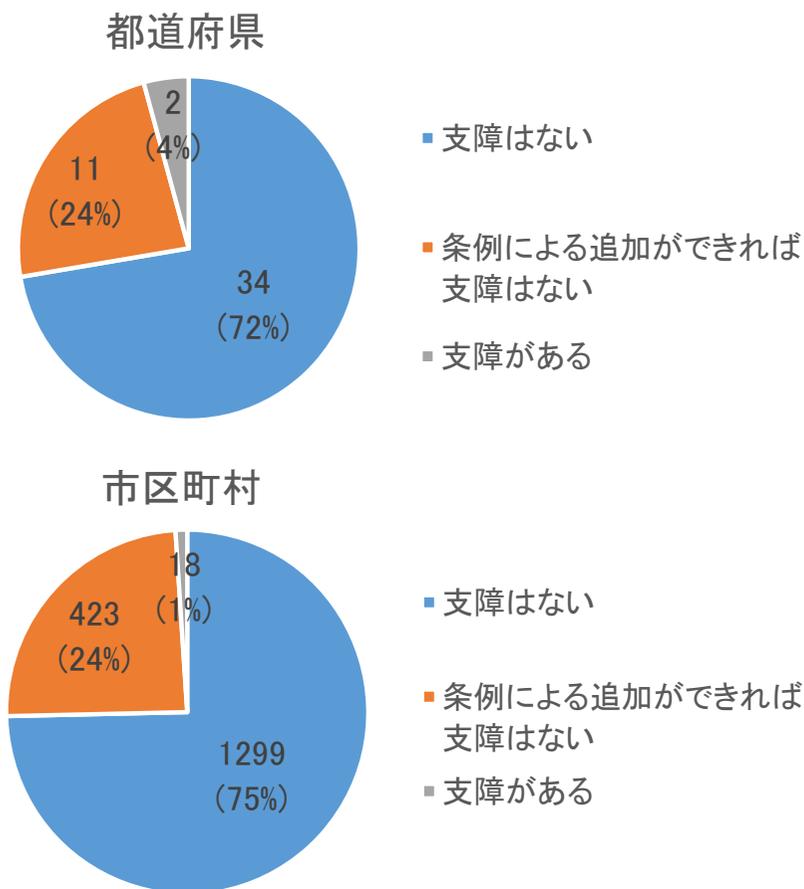


＜「支障がある」とした主な理由＞

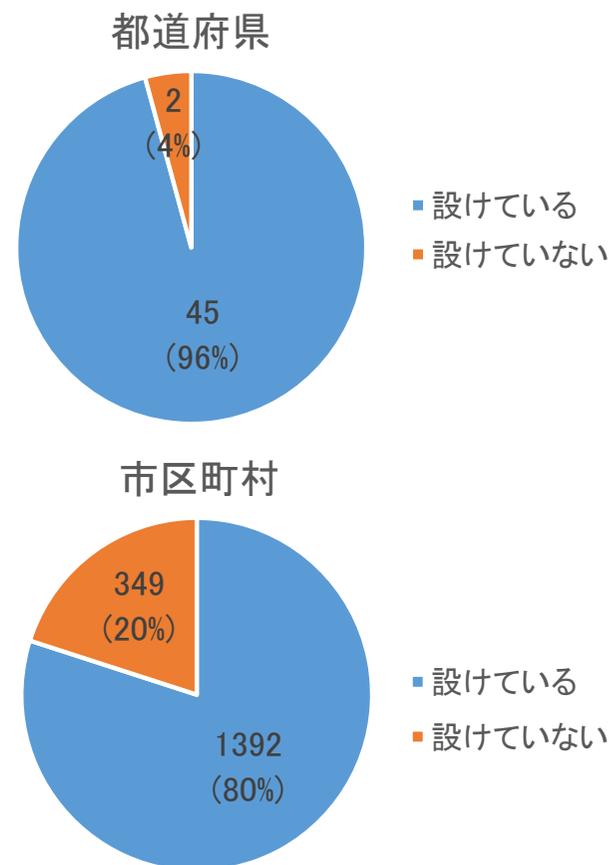
- 新法において、死者に関する情報を個人情報に含め、全国で統一した取扱いとすべき。
- 災害や感染症の際、死者に関する情報の取扱いが地方公共団体によって分かれる可能性がある。

- 新法において、要配慮個人情報の定義を行個法と同一にすることについて、都道府県及び市区町村の9割程度の団体が「支障はない」又は「条例による追加ができれば支障はない」と回答している。
- 要配慮個人情報の取得を原則禁止し、特定の場合に取得を可能とする規定について、都道府県では9割程度、市区町村では8割程度の団体が条例に「設けている」と回答している。

【要配慮個人情報の定義を行個法と同一にすることについて】



【要配慮個人情報の取得制限規定を設けているか】



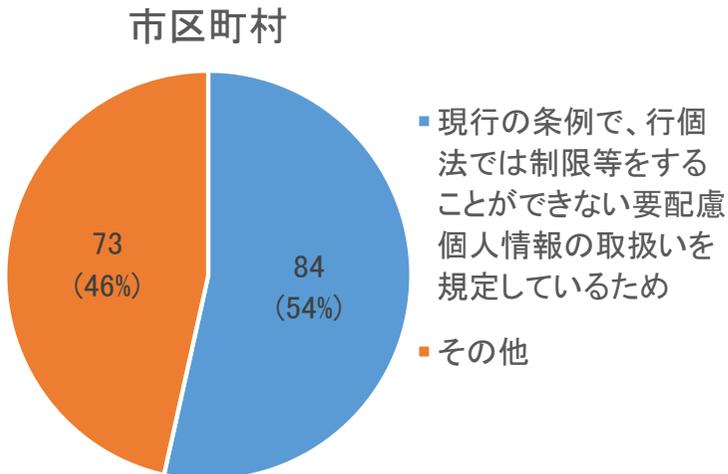
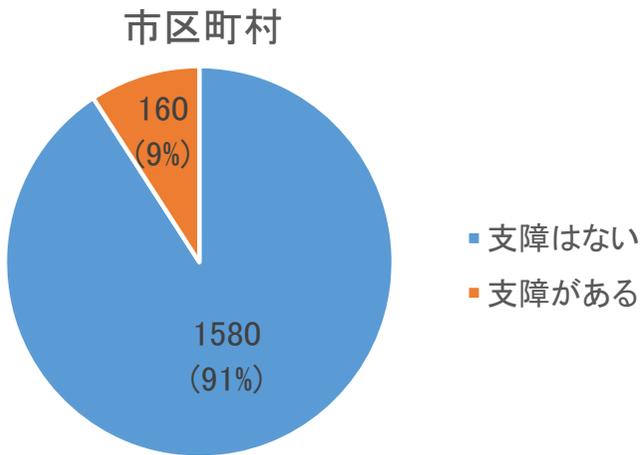
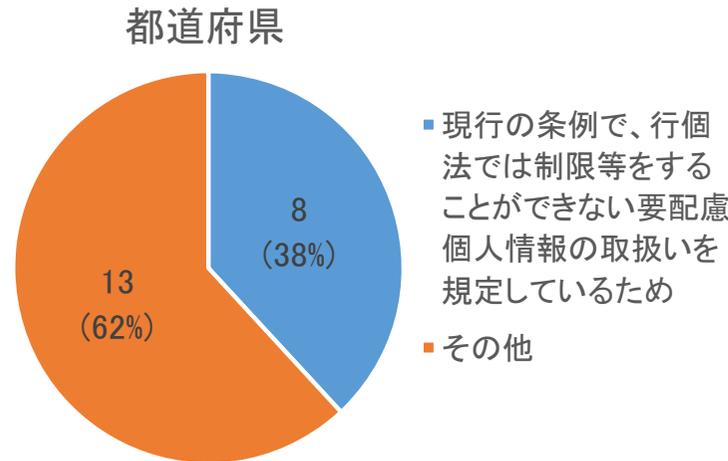
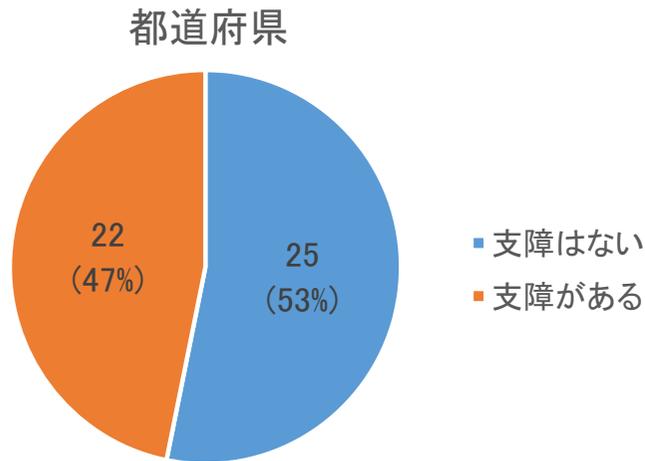
＜「支障がある」とする主な理由＞

- ・地方公共団体が独自に定める要配慮個人情報を可能な限り含めた形で、法律で定義すべき。

- 新法において、要配慮個人情報の取得の要件や要配慮個人情報の定義及び取扱いを行個法と同一にし、要配慮個人情報の取得制限規定を設けないことについて、都道府県では5割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【要配慮個人情報の取得制限規定を設けないことについて】

【「支障がある」とした理由】

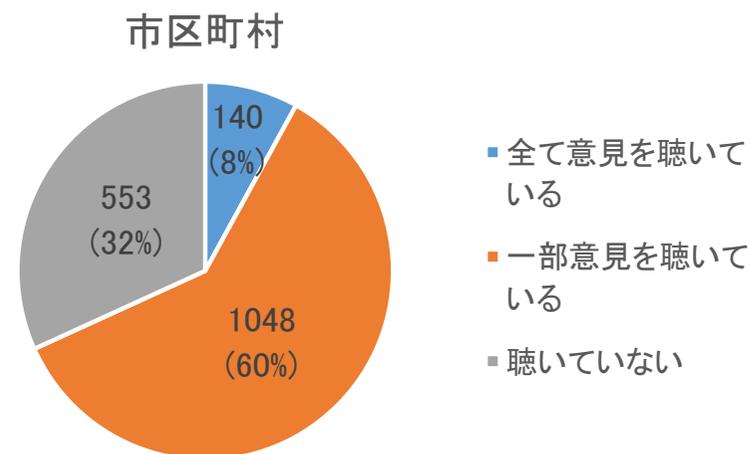
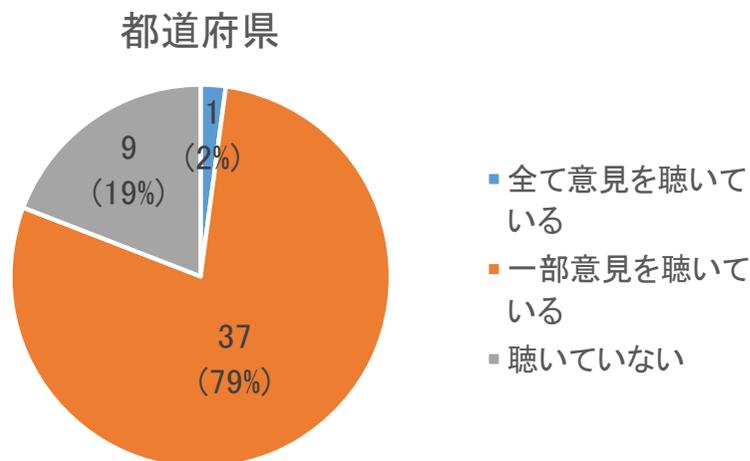


＜「支障がある」とした理由の「その他」＞

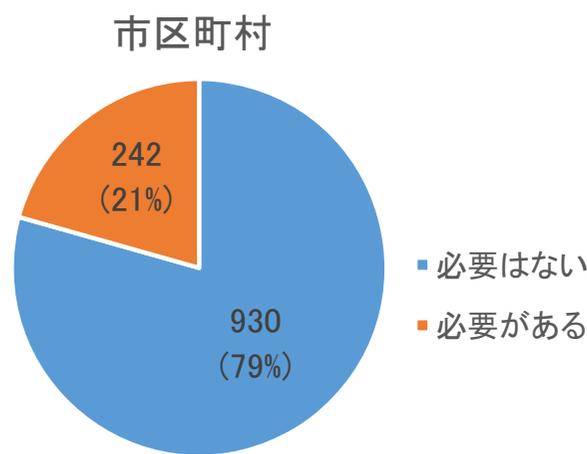
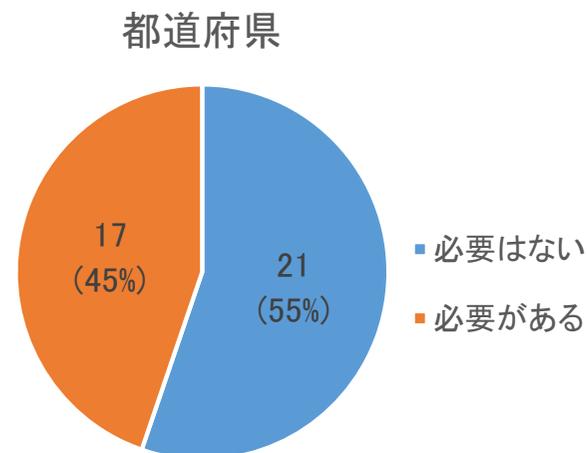
- 取得が可能となる場合の要件を通常の個人情報より狭く解している。
- 要配慮個人情報を取り扱う事務が多い地方公共団体にあつて、慎重性を示す規定となっている。
- 要綱に基づく任意事務など、「法令」を根拠とした事務の遂行を想定していない。

- 要配慮個人情報の取得の可否の判断について、都道府県では8割程度、市区町村では7割程度の団体が、審議会等に「全て意見を聴いている」又は「一部意見を聴いている」と回答している。
- 審議会等の意見を聴くこととしている団体のうち、都道府県では6割程度、市区町村では8割程度の団体が、国のガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合、「審議会等に意見を聴く必要はない」と回答している。

【要配慮個人情報の取得の可否を判断する場合に審議会等に意見を聴いているか】



【国のガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合でも、審議会等の意見を聴く必要があるか】



<「必要がある」とした主な理由>

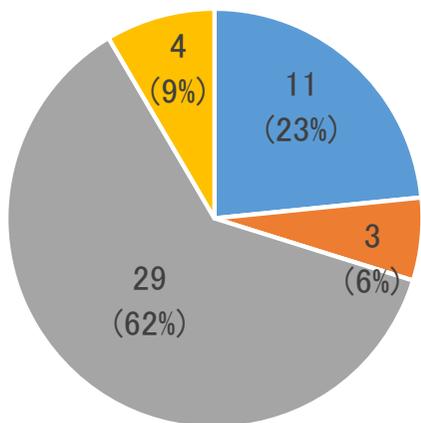
- ・ガイドラインはあくまで助言であり、法的安定性や正確性に不安が残る。
- ・具体的な基準が示されたとしても判断が難しい場合や、県独自の事務など判断基準が示されていない分野が生じた場合、可否を判断することが困難。
- ・審議会の意見を聴くことにより、情報取扱いの可否の判断の客観性を担保している。

4 個人情報ファイル簿について

- 新法において、行個法と同様に個人情報の保有状況を明らかにする帳簿として、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとすることについて、都道府県及び市区町村の9割程度の団体が、「支障はない」「個人情報取扱事務登録簿もあわせて作成できれば支障はない」「個人情報取扱事務登録簿との選択制にすれば支障はない」と回答している。

【個人情報ファイル簿を作成・公表することについて】

都道府県

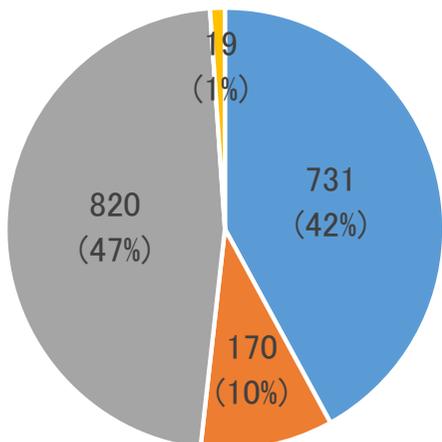


- 支障はない
- 個人情報取扱事務登録簿もあわせて作成できれば支障はない
- 個人情報取扱事務登録簿との選択制にすれば支障はない
- 支障がある

<「支障がある」とした主な理由>

- 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿は対象となる情報、規模、記載内容が異なっており、統一できるか検討が必要。
- 選択制であっても、登録簿の見直しが必要となり、相当の業務量も発生することから、業務への支障が懸念される。
- 県民サービスの低下につながるため、1,000人未満であっても作成を義務付けることが必要である。

市区町村



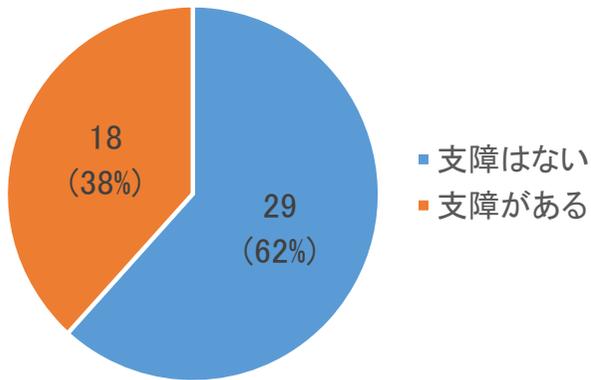
- 支障はない
- 個人情報取扱事務登録簿もあわせて作成できれば支障はない
- 個人情報取扱事務登録簿との選択制にすれば支障はない
- 支障がある

- 新法において、個人情報の目的外利用・提供を可能とする要件を行個法8条と同様に規定することについて、都道府県では6割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

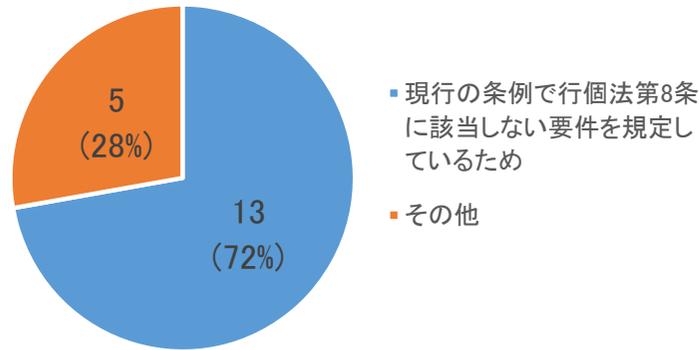
【目的外利用・提供を可能とする要件を行個法8条と同様に規定することについて】

【「支障がある」とした理由】

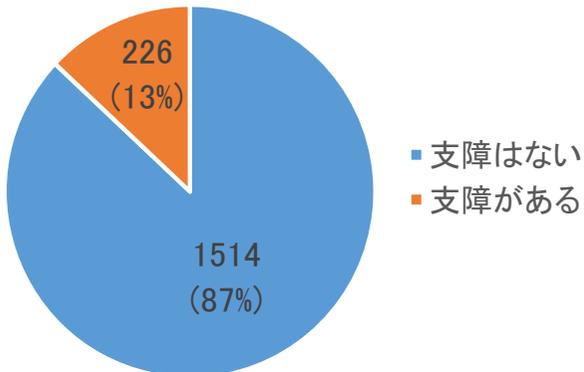
都道府県



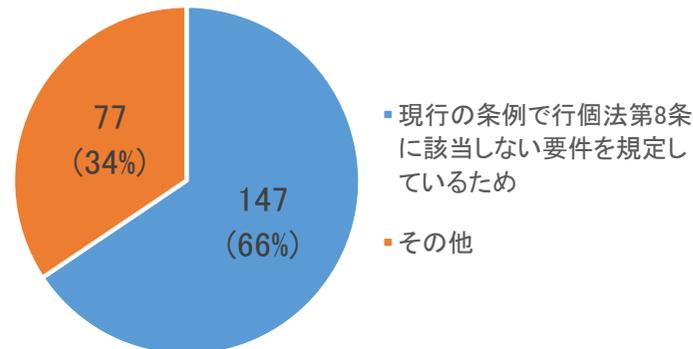
都道府県



市区町村



市区町村



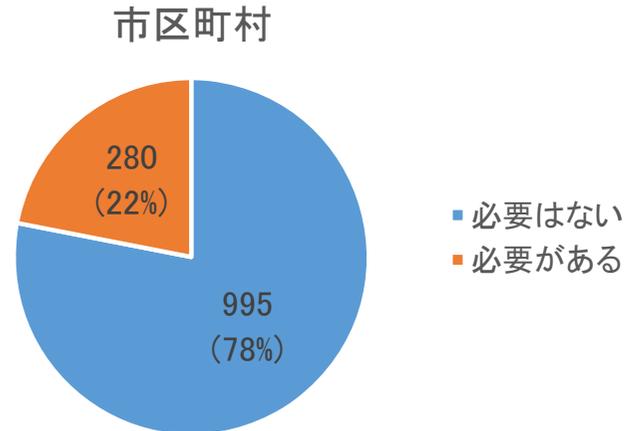
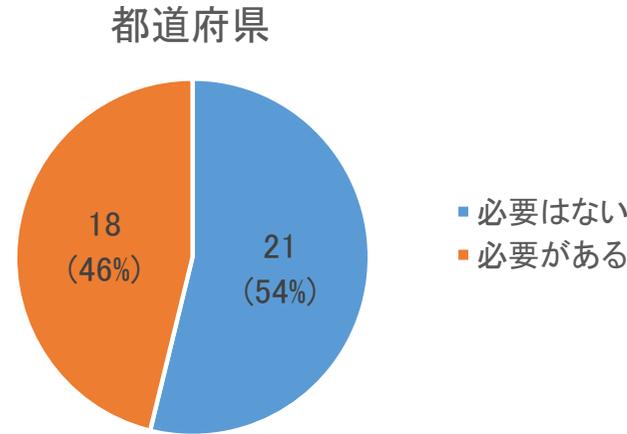
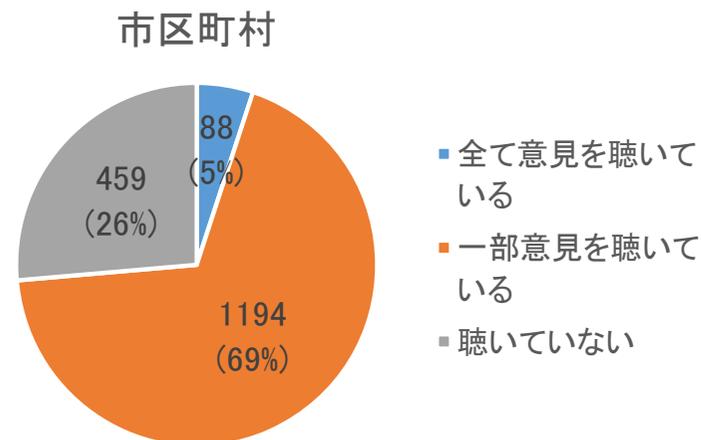
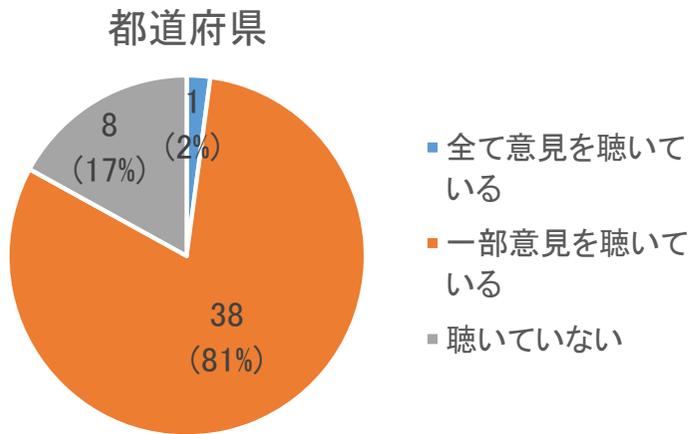
＜「支障がある」とした理由の「その他」＞

- 行個法で定める包括的な事由に該当するか判断が難しい事例が生じる可能性がある。
- 行個法8条の要件以外に、「出版・報道等により公にされているとき」を要件として規定している。
- 行個法8条の要件以外に、「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき」を要件として規定している。
- 行個法8条の要件以外に、「犯罪の予防等を目的とするとき」を要件として規定している。

- 個人情報の目的外利用・提供の可否の判断について、都道府県では8割程度、市区町村では7割程度の団体が、審議会に「全て意見を聴いている」又は「一部意見を聴いている」と回答している。
- 審議会等の意見を聴くこととしている団体のうち、都道府県では5割程度、市区町村では8割程度の団体が、国のガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合、「審議会等に意見を聴く必要はない」と回答している。

【目的外利用・提供の可否を判断する場合に、審議会等に意見を聴いているか】

【国のガイドライン等で具体的な判断基準が示されたとしても、審議会の意見を聴く必要があるか】

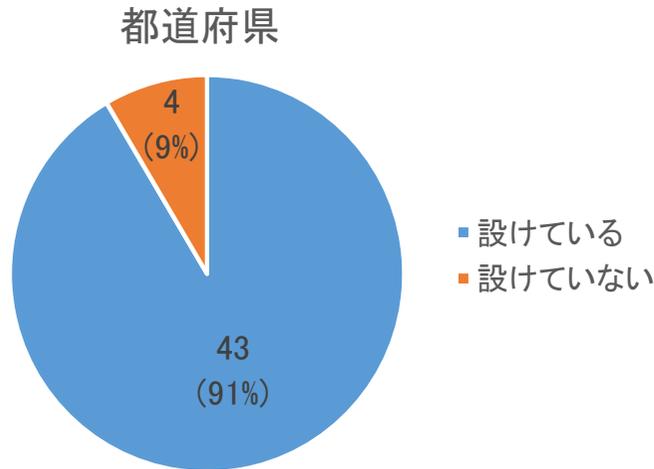


＜「必要がある」とした主な理由＞

- ・ガイドラインはあくまで助言であり、法的安定性や正確性に不安が残る。
- ・具体的な基準が示されたとしても判断が難しい場合や、県独自の事務など判断基準が示されていない分野が生じた場合、可否を判断することが困難。
- ・審議会の意見を聴くことにより、情報取扱いの可否の判断の客観性を担保している。

- オンライン結合による個人情報の外部提供を制限する規定を、都道府県では9割程度、市区町村では7割程度の団体が設けている。
- 規定を設けている団体における外部提供を可能とする要件は以下のとおり。

【オンライン結合制限規定を設けているか】



【外部提供を可能とする要件について】

(都道府県)

外部提供について、法令の定めがある場合、犯罪捜査を目的とする場合その他公益上の必要性があると認められること。	35団体	81.4%
個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。	20団体	46.5%
個人情報の漏洩のおそれがないと認められること。	18団体	41.9%
その他	31団体	72.1%

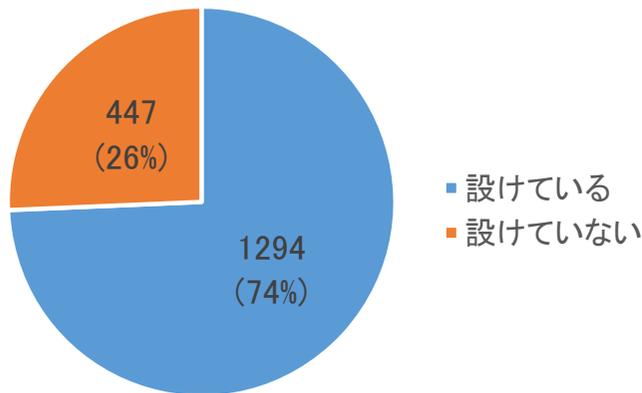
(市区町村)

外部提供について、法令の定めがある場合、犯罪捜査を目的とする場合その他公益上の必要性があると認められること。	1,044団体	80.7%
個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。	738団体	57.0%
個人情報の漏洩のおそれがないと認められること。	425団体	32.8%
その他	513団体	39.7%

＜「その他」の例＞

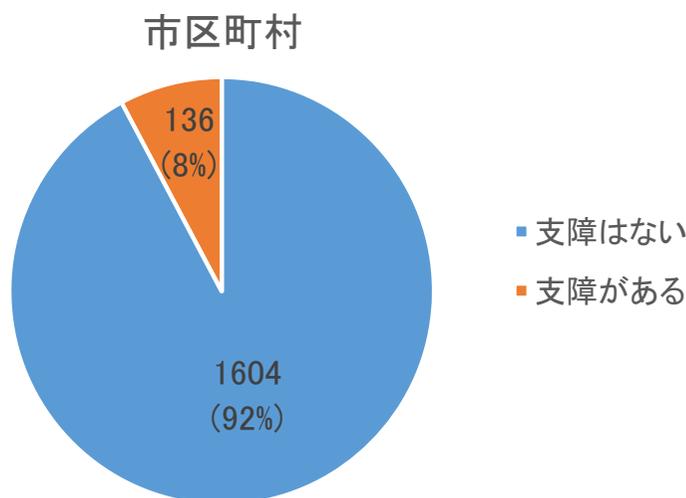
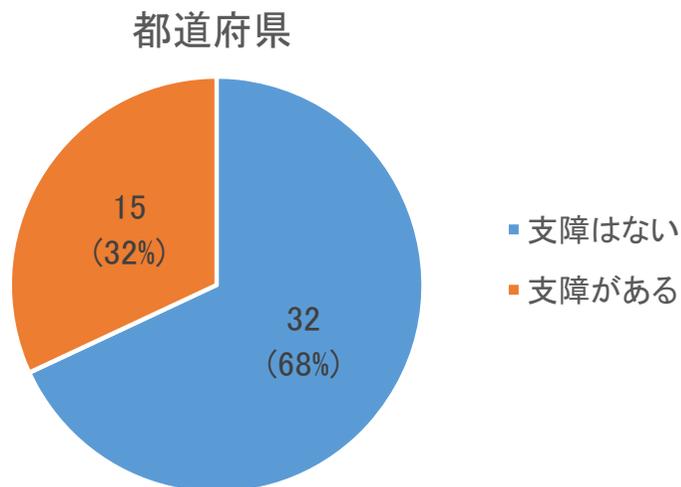
- ・本人の同意があるとき。
- ・個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ・国、独立行政法人等以外の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。
- ・事務の目的、内容等に鑑み、行政サービスの向上、事務処理の効率化に資するなど社会一般の利益を図るために必要であること。
- ・個人情報保護審査会の意見を聴くこと。
- ・必要な保護措置(セキュリティ対策)を講じていること。

市区町村



- 新法において、個人情報に関する安全確保措置等について行個法6条及び8条と同様の規定を設け、オンライン結合制限規定は設けないこととすることについて、都道府県では7割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【オンライン結合制限規定を設けないことについて】



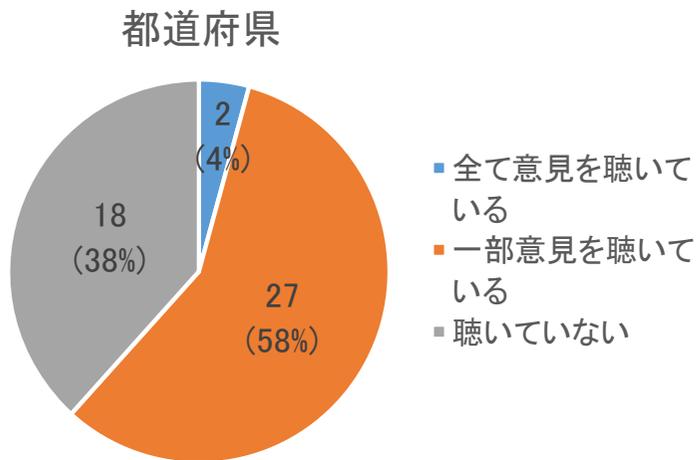
<「支障がある」とした主な理由>

- オンライン結合は、その性質上、通常の提供方法よりもリスクが大きいと考えられることから、制限規定が必要。
- 審議会において、オンライン結合に係る安全対策が専門性のある第三者からみても問題ないことを確認・判断している。
- 実施機関のみが判断する場合、客観性が担保されなくなり、個人情報の漏洩等の危険性が軽視又は過剰に危険視されるおそれがある。

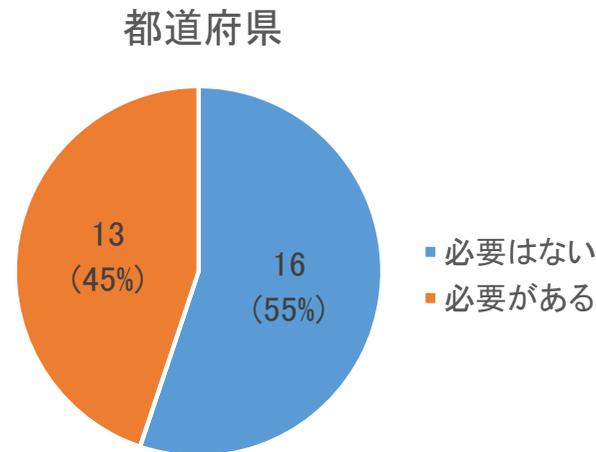
- オンライン結合の可否の判断について、都道府県では6割程度、市区町村では7割程度の団体が、審議会等に「全て意見を聴いている」又は「一部意見を聴いている」と回答している。
- 審議会等の意見を聴くこととしている団体のうち、都道府県では6割程度、市区町村では8割程度の団体が、国のガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合、「審議会等に意見を聴く必要はない」と回答している。

【オンライン結合の可否を判断する場合に審議会等に意見を聴いているか】

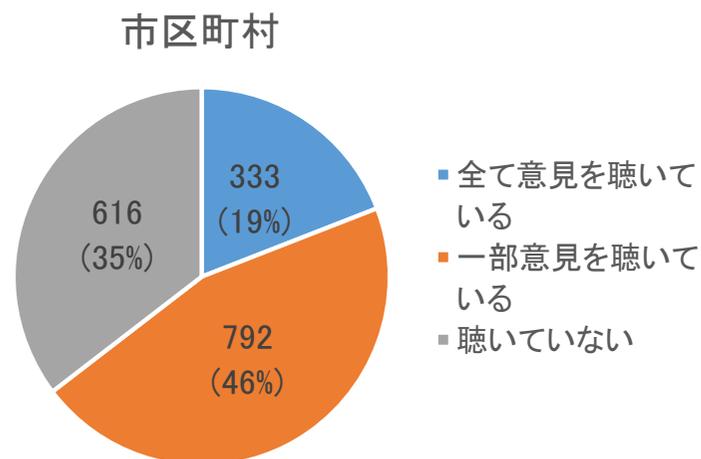
【国のガイドライン等で具体的な判断基準が示されたとしても、審議会等に意見を聴く必要があるか】



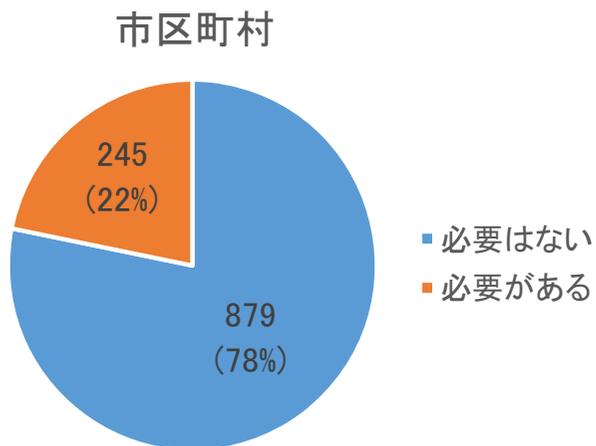
- 全て意見を聴いている
- 一部意見を聴いている
- 聴いていない



- 必要はない
- 必要がある



- 全て意見を聴いている
- 一部意見を聴いている
- 聴いていない



- 必要はない
- 必要がある

＜「必要がある」とした主な理由＞

- ・ガイドラインはあくまで助言であり、法的安定性や正確性に不安が残る。
- ・具体的な基準が示されたとしても判断が難しい場合や、県独自の事務など判断基準が示されていない分野が生じた場合、可否を判断することが困難。
- ・審議会の意見を聴くことにより、情報取扱いの可否の判断の客観性を担保している。

7 開示、訂正及び利用停止について

- 条例における開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）の決定等に対する審査請求の諮問機関について、都道府県では6割程度の団体が「個人情報保護に関する審議会等の附属機関が処理」と、市区町村では6割程度の団体が「情報公開及び個人情報保護に関する審議会の附属機関が処理」と回答している。
- 新法において、開示等の要件及び手続、開示等の決定に係る審査請求に関して、行個法と同様の規定を設けることについて、都道府県では4割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【条例における開示等の決定等に対する審査請求の諮問機関について】

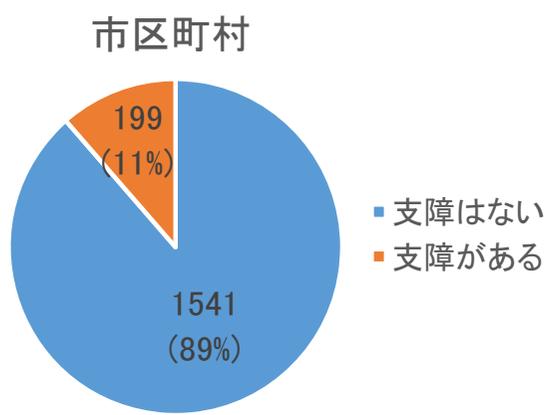
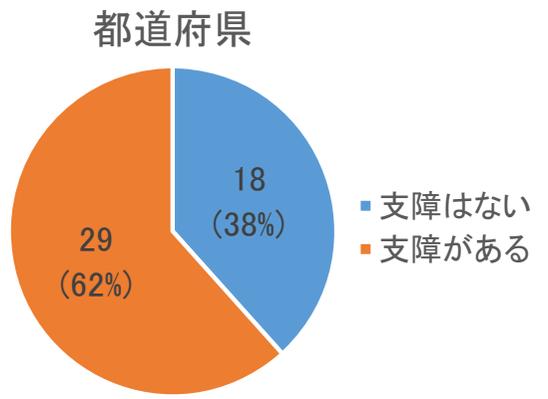
(都道府県)

個人情報保護に関する審議会等の附属機関	29団体	61.7%
情報公開及び個人情報保護に関する審議会等の附属機関	16団体	34.0%
行政不服審査に関する審議会等の附属機関	2団体	4.3%

(市区町村)

個人情報保護に関する審議会等の附属機関	641団体	36.9%
情報公開及び個人情報保護に関する審議会等の附属機関	984団体	56.6%
行政不服審査に関する審議会等の附属機関	114団体	6.6%

【開示等の要件及び手続等に関して、行個法と同様の規定を設けることについて】



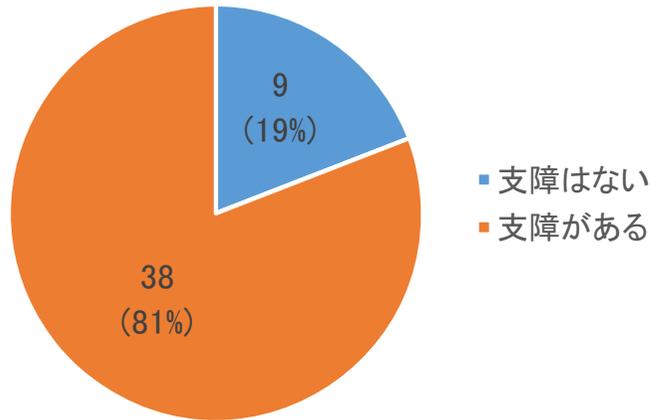
＜行個法とは異なる要件及び手続の例＞

- ・開示決定の期限
- ・手数料の有無（条例では実費負担としている）
- ・簡易かつ迅速な開示制度（試験結果等の口頭開示請求）

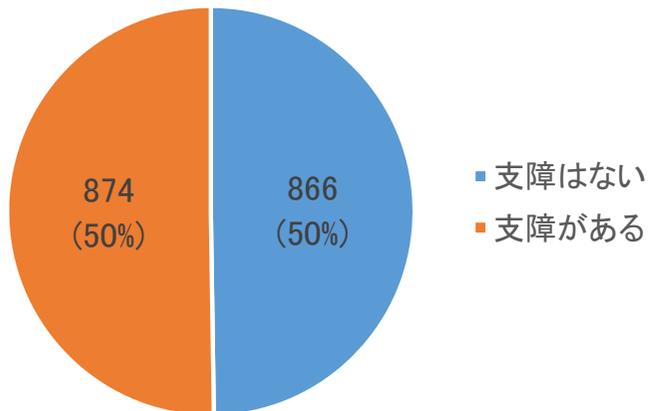
- 新法において、行個法と同様に、非識別加工情報について民間事業者から提案を募集し、実施することについて、都道府県では2割程度、市区町村では5割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【行個法と同一の提案募集制度を導入することについて】 【「支障がある」とした理由(複数選択可)】

都道府県



市区町村



(都道府県)

提案募集の実施については地方公共団体の判断に委ねるべき	19団体	50.0%
民間事業者からの提案審査や、第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する事務負担に懸念がある	33団体	86.8%
その他	11団体	28.9%

(市区町村)

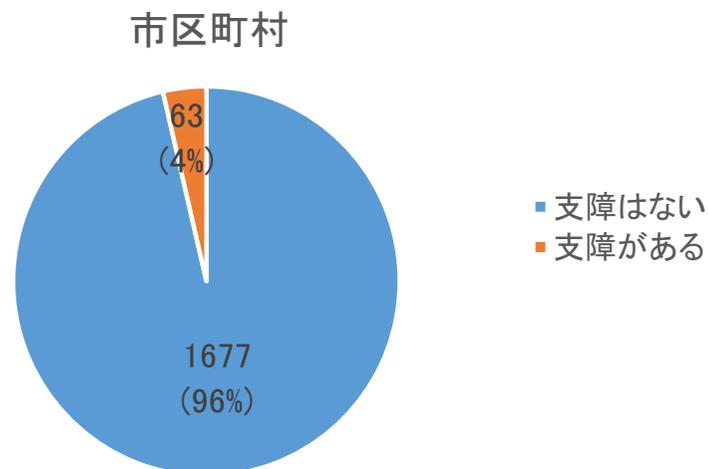
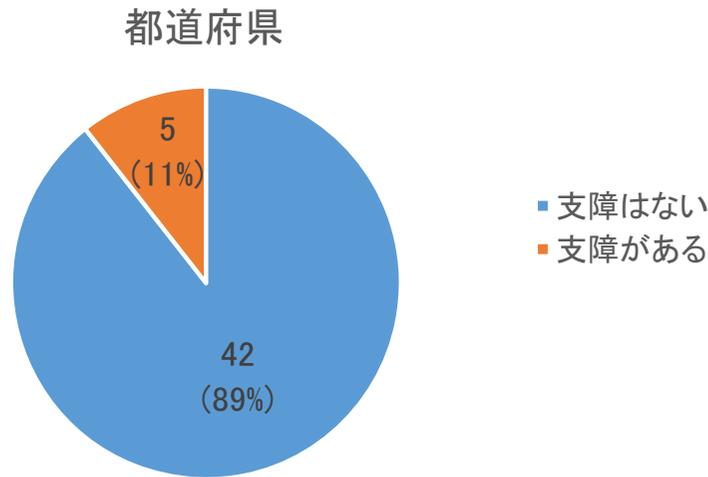
提案募集の実施については地方公共団体の判断に委ねるべき	499団体	57.1%
民間事業者からの提案審査や、第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する事務負担に懸念がある	789団体	90.3%
その他	89団体	10.2%

＜「その他」の例＞

- 各自治体において、提案募集・審査等を行うのは非効率で、民間事業者にも負担が大きい。
- 技術的な対応能力が十分でなく、負担が大きい。提案審査の判断基準や加工方法等も国が統一的に示すべき。
- 民間事業者からニーズを聞いたことがない。需要があるとすれば国レベルの広域的な情報量ではないか。
- 国による作成、組織設置を含め、全国一体的なものとして制度設計していただきたい。

- 新法において、行個法と同様の罰則を設けることについて、都道府県及び市区町村の9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【行個法と同様の罰則を設けることについて】

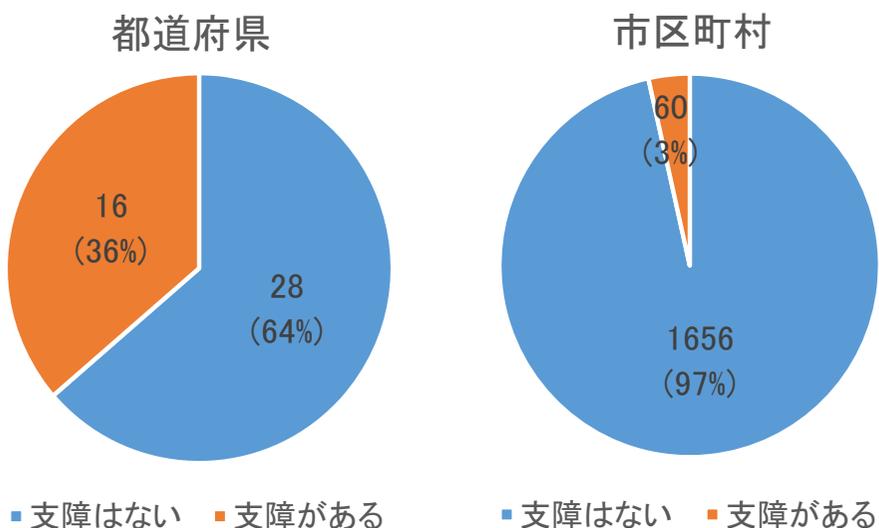


<行個法とは異なる罰則の例>

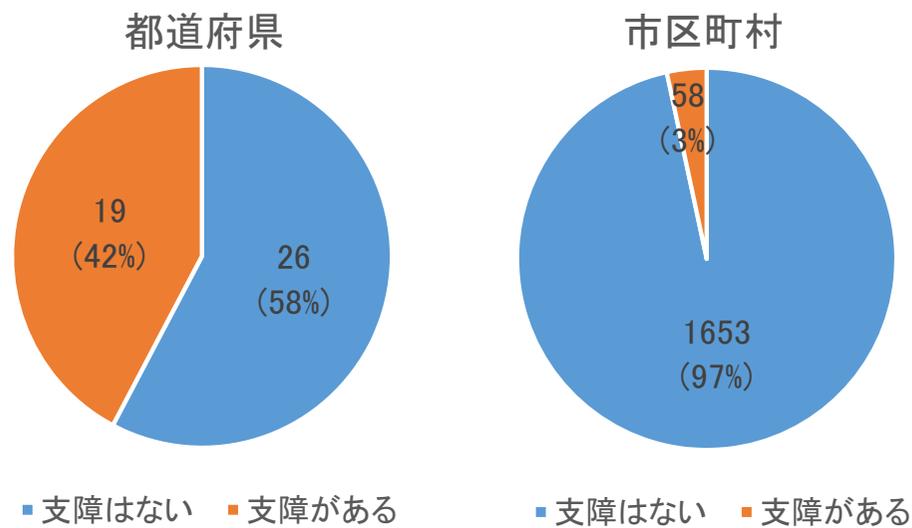
- 指定管理者による不正提供等に対する罰則
- 委託を受けた法人等に対する両罰規定（法人等の従業者等が違反行為をした場合に当該法人等に対しても同様の罰金刑を科す規定）
- 審議会等の委員による守秘義務違反に対する罰則

- 地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（診療所含む）や大学に対し、国の行政機関等と同様に、民間と同じ個人情報法の規律を適用することについて、都道府県では6割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。
- 大学以外の学術分野の業務を行う機関に、民間と同じ個人情報法の規定を適用することについて、都道府県では6割程度、市区町村では9割程度の団体が「支障はない」と回答している。

【地方公共団体等が運営する病院や大学に対し、民間規律を適用することについて】



【大学以外の学術分野の業務を行う機関に対し、民間規律を適用することについて】



<「支障がある」とした機関の例>

- 医療観察法病棟に係る業務を行う病院等、行政の立場で個人情報を取扱う機関がある。

<「支障がある」とした主な理由>

- 直営の公立病院は地方公共団体内の一組織であり、大学や病院という理由だけで民間と同じ規定とするのは混乱を招くと思われる。同じ組織内においては同じ法令（基準）で個人情報が保護されるべき。

<「支障がある」とした主な理由>

- 通常業務と学術研究との切り分けが難しい。
- 同じ組織内で事務の内容により異なる規定を適用することは、混乱が懸念される。地方公共団体内の機関には、同じルールが適用されるべき。
- それぞれの機関の性格を踏まえて個別に検討すべき。

- 各地方公共団体の個人情報保護制度の中で設置されている審議会等の機能については以下のとおり。

【審議会等の機能について(複数回答可能)】

(都道府県)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	40団体	85.1%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	41団体	87.2%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	47団体	100%
その他	17団体	36.2%

(市区町村)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	741団体	42.6%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	1,270団体	72.9%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	1,570団体	90.2%
その他	91団体	5.2%

<「その他」の例>

- ・非識別加工情報の取扱いについて調査審議し、建議すること
- ・事業者の個人情報の取扱いに対する是正勧告等に関する意見具申
- ・情報公開制度に関する重要な事項
- ・公文書開示決定等に対する審査請求
- ・住民基本台帳法の規定により、諮問に応じ調査審議
- ・特定個人情報保護評価に関する調査審議